

新型コロナウイルス対策パーソナルサポート もしサボ滋賀のご案内

図 防災危機管理課 ☎65・65555

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けたお知らせを行うシステム「もしサボ滋賀」を導入しています。県内施設やイベント会場に設置しているQRコードを来場した皆さんが読み取り、連絡先を滋賀県に登録することで、その施設の利用者に新型コロナウイルス感染が確認され、不特定の人への感染の恐れが高い場合、LINE、メール、SMSで連絡が来ます。



もしサボ滋賀ホームページ

新型コロナウイルス感染症関連に関する ワンストップ相談窓口を開設しています

図 商工振興課 ☎65・87666

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民や事業者の皆さんのご相談に行政書士が対応するワンストップ相談窓口を開設しています。お困りごとがあれば、なんでもご相談ください。



【お困りごと(例)】
事業の継続が厳しい、収入減で生活が苦しい、家賃の支払いが苦しい、休業中の賃金が支払われないなど
【支援内容】
行政書士が電話相談を行います。相談内容を踏まえ必要に応じて訪問支援の実施について調整します。

- ①電話相談
 - 行政書士による電話相談
 - 相談者の希望に応じ、相談内容等を踏まえて必要がある場合は、訪問支援の調整をします。
 - ②訪問支援
 - 行政書士が自宅や事業所を訪問し、書類の作成や必要書類について情報提供と助言を実施します。
- 【料 金】無料
【開設期間】12月28日(月)まで
【問合せ先】
滋賀県行政書士会
☎077・5255・5670
9時～17時(土日祝を除く)

国勢調査が実施されます

図 情報政策課 ☎65・65442

10月1日現在の、日本に住む人や世帯について知ること、生活環境の改善や防災計画など、私たちの生活に欠かせない様々な施策に役立てられる大切な調査です。統計法の規定により回答の義務がありますのでご協力をお願いします。

【調査方法】
新型コロナウイルス感染防止のため、調査書類の配布や受け取りをできる限り世帯の皆さんと調査員が対面しない

非接触の方法で行うようにします。
ドア越し、インターホン越しの対応をお願いします。不在の場合は、郵便受けに投函します。
【回答方法等】
調査の回答は、できる限りインターネット(スマホ、パソコン)でお願いします。調査員が調査票を9月以降順次配付します。回答期間は、9月14日(月)～10月7日(水)です(郵送回答、調査員による回収も可能です)。



生活支援サービス等従事者 養成研修を実施します

図 高齢福祉介護課 ☎65・77899

介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援サービスに従事しようとする人を対象に、サービスの提供に必要な知識や技術を習得するための研修会を開催します。

- 【こ き】10月14日(水)
- 【こころ】神照まちづくりセンター(神照町)
- 【定 員】30人(先着順)
- 【対 象】全課程に出席でき、次のいずれかに該当する予定の人(当養成研修を修了していない人)

図 64・1437



- 生活支援型訪問サービスの訪問事業責任者・従事者
 - 集中支援型訪問サービスの従事者
 - 活動支援型通所サービスの管理者
 - 集中支援型通所サービスの管理者
- 【受講料】無料
【申込方法】
市ホームページから申込用紙をダウンロードのうえ、10月7日(水)までに担当課までFAXでお申し込みください。

不動産を公売します

図 滞納整理課 ☎65・65177

市税の滞納により差押えた不動産を、入札により公売します。

- 【と き】10月20日(火)10時～
- 【こころ】市役所本庁舎5階5-A会議室
- 【参加資格】
国税徴収法等で参加を制限されている人を除き、なたでも参加できます。
※公売は中止になる場合があります。

【対象不動産】
区 分：土地
所在地：三和町字川久保9番9
地 目：宅地
地 積：107.70㎡
見積価額：313万円
公売保証金：32万円



衛生材料支給券を交付します

図 高齢福祉介護課 ☎65・77899

要介護認定を受けている高齢者に、衛生的に過ごすに役立つよう、紙おむつ等支給券を交付します。

- 【支給内容】
最大で2万7千円分の支給券(令和3年3月22日まで利用可)
- 【受付期間】随時受付
- ※申請月の翌月から3月までの月数分の交付となります。
- 【対 象】
申請時に次のすべてに該当する人
○要介護3、4、5の認定を受けている人
○令和2年3月～8月の間で3か月以上在宅で生活している人
○常時おむつが必要で、現在も使用している人

○世帯の令和元年分の所得税が非課税の人
○市税、介護保険料、国民健康保険(税)、後期高齢者医療保険料を完納している人
※施設に入所している人や入院中の人の日常生活用具給付事業で紙おむつの交付を受けている人などは除く。
【申込み】
申請書を直接左記まで提出してください。申請書は担当課にあります。
問合せ・申請先
高齢福祉介護課(市役所1階)
☎65・77899
北部振興局福祉生活課
☎82・59001



訪問理美容サービスをご利用ください

図 高齢福祉介護課 ☎65・77899
しょうがい福祉課 ☎65・65188

在宅で生活している寝たきりの高齢者やしょうがいのある人に自宅訪問による理美容サービスの利用券を10月中旬～下旬に交付します。

- 【支給内容】
訪問理美容サービス利用券散髪のみ1枚令和3年3月22日まで利用可
※申請時に、利用する理美容店を選択します。
- 【自己負担額】
原則利用料の1割(450円)
- 【受付期間】
9月1日(火)～15日(火)
平日8時30分～17時15分
- 【対象者】
《共通要件》
9月1日現在で次のすべてに該当する人
○令和2年3月～8月の間で3か月以上在宅で生活している人
○世帯の令和元年分の所得税が非課税の人
○市税、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料を完納している人

歳以上または左記①～③のいずれかの手帳を持っている
《しょうがいのある人の要件》
次の両方に該当する人
○次のいずれかの手帳を持っている
①身体障害者手帳(肢体不自由)1、2級
②療育手帳A1、A2
③精神障害者保健福祉手帳1級
○同じ世帯の人すべてが65歳以上または右記①～③のいずれかの手帳を持っている
※施設に入所している人、病院に入院している人などは除く。

【申込み】
申請書は直接左記まで提出してください。申請書は担当課にあります。
※申請時に身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの人は持参してください。
問合せ・申請先
要介護認定を受けている人
高齢福祉介護課(市役所1階)
☎65・77899
北部振興局福祉生活課 ☎82・59001
しょうがいのある人
○しょうがいのある人
しょうがいの福祉課(市役所1階)
☎65・65188
北部振興局福祉生活課 ☎82・59001

